

移行申請時及び移行後の「基金」の取り扱いについて

公益財団法人への移行を目指す、助成財団（収益事業を行わず、運用収入・株式配当収入・寄附収入等を主たる収入財源とする）にとって大変関心の高い、特定資産に計上している「基金(仮称)」の移行申請時及び移行後の取り扱いについて、下記の通り取り纏めましたので、参考にして下さい。

1．現在の基金

現在、固定資産 特定資産（大科目）に計上している「基金」（中科目）は、その運用収益を公益事業実施のために使用するほか、公益事業実施上必要な場合は理事会の決議を経て、その一部又は全部を取り崩し、公益事業実施のための費用支払いに充てることができることとなっているものと思います。そしてその旨を、内部規則の「基金規程」に定めておられることと思います。

特例民法法人にあっては、公益事業実施のため必要であれば、運用収益、元本ともに、事業費にも管理費にも充てることが可能になっている法人が多いと思われます。

2．新たな制度における基金

（1）遊休財産額算定上の資産区分

新たな制度の公益法人に移行しますと、法令等の定めにより、費用について、公益目的事業実施費用と管理費の区別を、その財源も含めて行うよう要求されます。

そして、「基金」の運用収益を、公益目的事業実施費用に充てるか、管理費に充てるかによって、遊休財産額を算定する上での資産（元本）の区分が、公益目的事業実施費用に充てる部分は「公益目的保有財産」、管理費に充てる部分は「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する資産」となります。

「基金」が、もともと公益事業実施規模の平準化を主たる目的としていることもあり、移行後は全額を「公益目的保有財産」としたいと考えられる法人も多いと考えられます。その場合は、遊休財産額の計算上は全額を「公益目的保有財産」とすると共に、新たな制度に合わせて、「基金規程」の内容も見直すことが必要です。

「基金」に繰り入れる際に、当該資金の取り崩しを当初の目的とすると、「公益目的保有財産」として認められないことがありますので、繰り入れ時の当初の目的は、当該資金の運用収益の公益目的事業費への充当であることが必要です（末尾に掲載の基金規程(例)第2条参照）。

なお、取り崩し金額、時期、用途があらかじめ決まっているときは、特定費用準備資金とするのが制度の趣旨にあっていると考えられます。）。

その上で、公益目的事業実施のため必要な場合は、理事会の決議を経て、基金を取り崩して公益目的事業実施費用に充てることができると考えます（基金規程(例)第5条参照）。

【参考1】

「基金」の原資が寄附金である場合は、遊休財産額の計算上「寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、交付者の定めた用途に充てるために保有している資金」（認定法施行規則22条3項6号）として認められる場合があります。（この場合、寄附者の意思に従って財産を取り崩し、事業費に充てることも可能です。）

(2) 基金規程

「基金規程」は、下記の規程例を参考に作成していただければよいと思いますが、ポイントは

基金の運用益は公益目的事業実施費用にのみ充てられること

公益目的事業実施のため必要な場合に限り、理事会の決議を経て、基金の一部又は全部を取り崩し、公益目的事業実施費用に充てることができること

基金は、理事会で基金に繰り入れることを決議した財産及び基金とすることを指定して寄附された財産で構成されること

の3点でしょう。

(3) 経理上の取り扱い

経理上は、固定資産の特定資産の部に「基金」の勘定科目で計上し、財産目録において「公益目的保有財産」である旨を表示します。運用の関係で、例えば債券の満期が到来して、次の運用対象購入まで普通預金に滞留する場合も特定資産「基金」の中で計上し、普通預金口座も流動資産の決済用のものとは分けておくことと管理上間違いがないでしょう。

基金の一部又は全部を定款の規程に基づき基本財産に繰り入れる場合は、当該部分は引き続き「公益目的保有財産」であることに変わりはありません。

【参考2】

「寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、交付者の定めた用途に充てるために保有している資金」に該当する基金については、会計処理上は指定正味財産の部に計上されることとなります。指定正味財産の用途は寄附者の定めた用途に制約されることとなりますので、指定正味財産の用途の制約が解除された場合(*)を除き、毎期末の残額や運用益も指定正味財産に計上されます。

(*)例えば寄附者の定めた用途に沿って寄附金を取り崩して使用する場合、指定正味財産に課せられている用途の制約が解除されます。このような場合において取り崩した額は、指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部(経常収益)に振り替えます。実際に事業費として支出した額は、一般正味財産増減の部(経常費用)に計上することとなります。

(4) 共用財産

移行申請の際、「基金」を「公益目的保有財産」と「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する資産」にしたいと考えられた場合は、移行時には認定法施行規則附則第7項の「共用財産」として、合理的な基準で「公益目的保有財産」と「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する資産」に分けます。注意すべきは、このとき分けた金額は移行後も通常変更しないものですので、運用利回りの変化なども慎重に検討して、特に管理費に充てるべき原資が不足することのないようにしたいものです。

共用財産として申請した場合、移行後は、「公益目的保有財産」である「基金」とは別に「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する資産」たる「基金」勘定を作り、規程も、運用収益と取り崩した基金の用途が違ってきますから別ものを作成するのがよいかも知れません。(勿論、一つの勘定科目と一つの規程で、判るように管理できないわけではありません。)

(5) 収支相償との関係

このような規程の下で適正に公益目的事業の用に供される「基金」に、収支相償の計算上発生する剰余金を理事会の決議により繰り入れた場合は、ガイドライン5・認定法第5条第6号、第14条関係(4)剰余金の扱いその他に定められている「当期の公益目的保有財産の取得」に当たることになり、収支相償の基準は満たされることになると考えます。

【参考3】

寄附者による用途の指定がある場合等、剰余金が指定正味財産として整理される場合には、当期に必要な額(指定された用途に沿った寄附金の使用により指定正味財産の用途の制約が解除された額であり、実際に事業費支出の額に一致するものです。)を一般正味財産に振り替えることによって、収支相償の基準は満たされることになると考えます(収支相償は一般正味財産増減の部の経常収益と経常費用を比較するものですから、「振り替えた額」と「実際の事業費支出」が等しい限り、経常収支と経常費用が一致するからです。)

基金規程(例)

第1条 本財団の事業を適正かつ円滑に運営するため、基金(以下「基金」という。)を設ける。

第2条 この基金は、勘定科目を固定資産の特定資産に設定し、運用益を公益目的事業実施費用に充てる。

第3条 この基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 理事会で基金に繰り入れることを決議した財産
- (2) 寄附者から基金とすることを指定して寄附された財産

第4条 この基金は、理事長(常務理事)が管理し、別途定める規定に従い、安全かつ相応の運用益が得られる方法で運用するものとする。

第5条 公益目的事業の実施のため必要な場合に限り、理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を経て、この基金の全部若しくは一部を取り崩して、公益目的事業実施費用に充てることができる。

第6条 この規定の変更は、理事会の決議によるものとする。

附 則 この規定は、本財団が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

2 本財団が公益認定を受けて移行の登記をした日の前日の財産目録に基金として記載された財産は、本規程に基づく基金とする。

以 上